

東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業実施要綱 新旧対照表

(下線の部分は改正部分。)

改正後				現行			
東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業実施要綱				東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業実施要綱			
18福保生地第1882号 平成19年4月27日 一部改正 27福保生地第1026号 平成28年1月25日 <u>一部改正 7福祉生地第1271号</u> <u>令和7年12月25日</u>				18福保生地第1882号 平成19年4月27日 一部改正 27福保生地第1026号 平成28年1月25日			
1から3まで (現行のとおり)				1から3まで (略)			
4 研修の内容 研修は視覚障害者移動支援従業者養成研修課程、全身性障害者移動支援従業者養成研修課程及び知的・精神障害者移動支援従業者養成研修課程とし、各課程の目的、受講対象者、研修時間は下表、カリキュラムは別紙1のとおりとする。				4 研修の内容 研修は視覚障害者移動支援従業者養成研修課程、全身性障害者移動支援従業者養成研修課程及び知的障害者移動支援従業者養成研修課程とし、各課程の目的、受講対象者、研修時間は下表、カリキュラムは別紙1のとおりとする。			
課 程	目 的	受 講 対 象 者	研 修 時 間	課 程	目 的	受 講 対 象 者	研 修 時 間
視覚障害者 移動支援従業者 養成研修課程	視覚障害者(児)に 対する外出時にお ける移動の介護に 関する知識及び技 術を修得すること	視覚障害者移動支援従 業者として従事する者又は 従事することを希望する 者	20時間	視覚障害者 移動支援従業者 養成研修課程	視覚障害者(児)に 対する外出時にお ける移動の介護に 関する知識及び技 術を修得すること	視覚障害者移動支援従 業者として従事する者又は 従事することを希望する 者	20時間

課 程	目 的	受 講 対 象 者	研 修 時 間	課 程	目 的	受 講 対 象 者	研 修 時 間
全身性障害者 移動支援従業者 養成研修課程	全身性の障害者（児） に対する外出時にお ける移動の介護に関 する知識及び技術を 修得すること	全身性障害者移動 支援従業者として 従事する者又は従 事することを希望 する者	16時間	全身性障害者 移動支援従業者 養成研修課程	全身性の障害者（児） に対する外出時にお ける移動の介護に関 する知識及び技術を 修得すること	全身性障害者移動 支援従業者として 従事する者又は従 事することを希望 する者	16時間
<u>知的・精神障害者</u> 移動支援従業者 養成研修課程	知的障害者（児） <u>及び</u> <u>精神障害者（児）</u> 対 する外出時における 移動の介護に関する 知識及び技術を修得 すること	<u>知的・精神障害者</u> 移動支援従業者と して従事する者又 は従事することを 希望する者 ※行動援護の従事要 件ではないことに留 意すること。	19時間	<u>知的障害者</u> 移動支援従業者 養成研修課程	<u>知的障害者（児）</u> 対 する外出時における 移動の介護に関する 知識及び技術を修得 すること	<u>知的障害者</u> 移動支 援従業者として従 事する者又は従事 することを希望す る者 ※行動援護の従事要 件ではないことに留 意すること。	19時間
5 (現行のとおり)				5 (略)			
6 科目の免除 介護福祉士並びに居宅介護職員初任者研修課程及び障害者居宅介護従業者基礎 研修課程修了者、障害者（児）居宅介護従業者養成研修1級課程、2級課程及び3 級課程（旧東京都障害者（児）ホームヘルパー養成研修の各課程を含む。）の修了 者（修了予定者を含む。）、介護保険法上の訪問介護員、実務者研修修了者、介護 職員基礎研修課程修了者、訪問介護員養成研修修了者及び介護職員初任者研修課 程修了者（修了予定者を含む。）が視覚障害者移動支援従業者養成研修課程、全身 性障害者移動支援従業者養成研修課程、 <u>知的・精神障害者</u> 移動支援従業者養成研修 課程を受講する場合、各課程の科目及び研修時間のうちの一部を別紙2のとおり 免除することができる。				6 科目の免除 介護福祉士並びに居宅介護職員初任者研修課程及び障害者居宅介護従業者基 礎研修課程修了者、障害者（児）居宅介護従業者養成研修1級課程、2級課程 及び3級課程（旧東京都障害者（児）ホームヘルパー養成研修の各課程を含 む。）の修了者（修了予定者を含む。）、介護保険法上の訪問介護員、実務者 研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、訪問介護員養成研修修了者及び介 護職員初任者研修課程修了者（修了予定者を含む。）が視覚障害者移動支援従 業者養成研修課程、全身性障害者移動支援従業者養成研修課程、 <u>知的障害者</u> 移 動支援従業者養成研修課程を受講する場合、各課程の科目及び研修時間のうち の一部を別紙2のとおり免除することができる。			
7及び8				7及び8			

<p>(現行のとおり)</p> <p>9 名簿の管理</p> <p>(1) 実施主体は、全科目を履修し修了証明書を交付する者の修了証明書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した交付名簿等を適正に管理するとともに<u>東京都知事</u> (以下「<u>知事</u>」という。)に提出するものとする。</p> <p>(2) 知事は、事業者から提出された名簿を適正に管理するものとする。</p> <p>10及び11 (現行のとおり)</p> <p>12 留意事項</p> <p>実施主体は、研修事業の実施に当たり、安全の確保、事故の防止等について、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 苦情及び事故発生時の対応についてあらかじめ定めておかななくてはならない。</p> <p>(2) 事業実施により知り得た受講者等の個人情報を<u>研修事業の実施以外の</u>目的に使用してはならない。</p> <p>(3) 受講者等が実習等で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう受講者等を指導しなければならない。</p> <p>13 (現行のとおり)</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成19年4月27日より施行し、平成18年10月1日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成20年2月1日から施行する。</p> <p>附 則</p>	<p>(略)</p> <p>9 名簿の管理</p> <p>(1) 実施主体は、全科目を履修し修了証明書を交付する者の修了証明書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した交付名簿等を適正に管理するとともに<u>知事</u>に提出するものとする。</p> <p>(2) 知事は、事業者から提出された名簿を適正に管理するものとする。</p> <p>10及び11 (略)</p> <p>12 留意事項</p> <p>実施主体は、研修事業の実施に当たり、安全の確保、事故の防止等について、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 苦情及び事故発生時の対応についてあらかじめ定めておかななくてはならない。</p> <p>(2) 事業実施により知り得た受講者等の個人情報を<u>みだりに他人に知らせ、又は不当な</u>目的に使用してはならない。</p> <p>(3) 受講者等が実習等で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう受講者等を指導しなければならない。</p> <p>13 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成19年4月27日より施行し、平成18年10月1日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成20年2月1日から施行する。</p> <p>附 則</p>
---	---

この要綱は、平成25年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月25日から施行する

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別紙1 障害者（児）移動支援従業者養成研修カリキュラム

1及び2

(現行のとおり)

3 **知的・精神**障害者移動支援従業者養成研修課程 合計 19時間

(1) 講義	計	13時間
ア 障害者福祉に関する制度及びサービス	小計	2.5時間
(ア) ガイドヘルパーの制度と業務		1時間
(イ) 障害者（児）福祉の制度とサービス		1.5時間
イ 知的・精神 障害者ホームヘルプサービスに関する知識	小計	2時間
(ア) ホームヘルプサービス概論		1時間
(イ) ホームヘルパーの職業倫理		1時間
ウ サービス利用者の理解	小計	6時間
(ア) 知的障害者及び精神障害者 の疾病・障害の理解		5時間
(イ) 障害者（児）の心理		1時間
エ 移動支援の基礎知識	小計	2.5時間
(2) 演習	計	6時間
移動の支援に係る技術		6時間

※ 演習は、適当な指導者の指導の下に行われる、別に定める施設における介護実習又は移動支援に関する実習に代えることができる。

この要綱は、平成25年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月25日から施行する

別紙1 障害者（児）移動支援従業者養成研修カリキュラム

1及び2

(略)

3 **知的**障害者移動支援従業者養成研修課程 合計 19時間

(1) 講義	計	13時間
ア 障害者福祉に関する制度及びサービス	小計	3時間
(ア) ガイドヘルパーの制度と業務		1時間
(イ) 障害者（児）福祉の制度とサービス		2時間
イ 知的 障害者ホームヘルプサービスに関する知識	小計	3時間
(ア) ホームヘルプサービス概論		2時間
(イ) ホームヘルパーの職業倫理		1時間
ウ サービス利用者の理解	小計	5時間
(ア) 知的障害者 の疾病・障害の理解		4時間
(イ) 障害者（児）の心理		1時間
エ 移動支援の基礎知識	小計	2時間
(2) 演習	計	6時間
移動の支援に係る技術		6時間

※ 演習は、適当な指導者の指導の下に行われる、別に定める施設における介護実習又は移動支援に関する実習に代えることができる。

別紙2 障害者（児）移動支援従事者養成研修事業免除科目及び時間

1及び2

（現行のとおり）

3 知的・精神障害者就労支援従業者養成研修課程

区 分	免 除 科 目	時 間
講義	障害者（児）福祉の制度とサービス	<u>1.5</u> 時間
	ホームヘルプサービス概論	<u>1</u> 時間
	ホームヘルパーの職業倫理	1時間
	障害者（児）の心理	1時間

別記第1号様式

（現行のとおり）

別記第2号様式

（現行のとおり）

別紙2 障害者（児）移動支援従事者養成研修事業免除科目及び時間

1及び2

（略）

3 知的障害者就労支援従業者養成研修課程

区 分	免 除 科 目	時 間
講義	障害者（児）福祉の制度とサービス	<u>2</u> 時間
	ホームヘルプサービス概論	<u>2</u> 時間
	ホームヘルパーの職業倫理	1時間
	障害者（児）の心理	1時間

別記1号様式

（略）

別記第2号様式

（略）

東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業者指定要領 新旧対照表

(下線の部分は改正部分。別表1の表中については、下線の部分以外についても字体及びフォントサイズを変更する。)

改正案	現行
<p>東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業者指定要領</p> <p>18福保生地第1883号 平成19年4月27日</p> <p>一部改正 19福保生地第1427号 平成20年1月4日</p> <p>一部改正 24福保生地第1569号 平成25年4月3日</p> <p>一部改正 27福保生地第1026号 平成28年1月25日</p> <p>一部改正 31福保生地第1546号 令和2年4月1日</p> <p>一部改正 2福保生地第1683号 令和3年3月11日</p> <p><u>一部改正 7福祉生活地第1272号</u> <u>令和7年12月25日</u></p> <p>1及び2 (現行のとおり)</p> <p>3 研修事業者指定の申請 (1) 指定を受けようとする者は、受講者の募集を開始しようとする日の2か月前までに、必要事項を記載した「東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業者指定指定申請書」(別記第1号様式)に下記の必要書類を添付して知事に申請しなければならない。 なお、事業者指定申請時には、同時に研修事業指定申請を行うことが必要であるため、</p>	<p>東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業者指定要領</p> <p>18福保生地第1883号 平成19年4月27日</p> <p>一部改正 19福保生地第1427号 平成20年1月4日</p> <p>一部改正 24福保生地第1569号 平成25年4月3日</p> <p>一部改正 27福保生地第1026号 平成28年1月25日</p> <p>一部改正 31福保生地第1546号 令和2年4月1日</p> <p>一部改正 2福保生地第1683号 令和3年3月11日</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>3 研修事業者指定の申請 (1) 指定を受けようとする者は、受講者の募集を開始しようとする日の2か月前までに、必要事項を記載した「東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業者指定指定申請書」(別記第1号様式)に下記の必要書類を添付して知事に申請しなければならない。 なお、事業者指定申請時には、同時に研修事業指定申請を行うことが必要であるため、</p>

受講者の募集を開始する日の2か月前までに事業者指定申請と併せて申請すること。

ア 学則

学則別紙として下記書類を添付すること。

- (ア) 研修カリキュラム表 (別記第1号の2様式、別記第1号の3様式、別記第1号の4様式)
- (イ) 研修会場一覧 (別記第1号の5様式)
- (ウ) 担当講師一覧 (別記第1号の6様式) 及び講師履歴 (別記第1号の7様式)
- (エ) 実習施設一覧 (別記第1号の8様式)

イ 組織図

ウ 役員名簿

エ 事業者規約 (定款等)

オ 法人の登記事項証明書 (法人格がある場合)

カ 申請者の予算書

キ 直近の決算書

ク 向こう2年間の財政計画

ケ 所要経費見積書 (年度事業計画分)

コ 修了者証明書 (実施要綱別記第1号様式) 及び修了証明書 (携帯用 (実施要綱別記第2号様式)) の見本

サ 募集広告、受講案内、パンフレット等の案文

シ その他知事が必要と認める書類

(2) (現行のとおり)

(3) 申請者が区市町村の場合は、(1) のイからクまでの書類を省略できるものとする。

4 (現行のとおり)

5 研修事業の指定等

(1) 事業者が、研修を実施する場合には、各研修の受講者の募集を開始しようとする日の

受講者の募集を開始する日の2か月前までに事業者指定申請と併せて申請すること。

ア 学則

学則別紙として下記書類を添付すること。

- (ア) 研修カリキュラム表 (別記第1号の2様式、別記第1号の3様式、別記第1号の4様式)
- (イ) 研修会場一覧 (別記第1号の5様式) 及び会場見取図 (別記第1号の6様式)
- (ウ) 担当講師一覧 (別記第1号の7様式)、講師履歴 (別記第1号の8様式) 及び就任承諾書 (別記第1号の9様式)
- (エ) 実習施設一覧 (別記第1号の10様式) 及び実習承諾届出書 (別記第1号の11様式) (演習に代えて実習を行う場合)

イ 事業者概要 (別記第1号の12様式)

ウ 組織図

エ 役員名簿

オ 事業者規約 (定款等)

カ 法人の登記事項証明書 (法人格がある場合)

キ 申請者の予算書

ク 直近の決算書

ケ 向こう2年間の財政計画

コ 所要経費見積書 (年度事業計画分)

サ 修了者証明書 (実施要綱別記第1号様式) 及び修了証明書 (携帯用 (実施要綱別記第2号様式)) の見本

シ 募集広告、受講案内、パンフレット等の案文

ス その他知事が必要と認める書類

(2) (略)

(3) 申請者が区市町村の場合は、(1) のイからケまでの書類を省略できるものとする。

4 (略)

5 研修事業の指定等

(1) 事業者が、研修を実施する場合には、各研修の受講者の募集を開始しようとする日

2か月前までに「東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業指定申請書」（別記第3号様式）に下記の必要書類を添付して知事に申請し、指定を受けて実施するものとする。ただし、他の研修課程及び形式を含む一切の研修事業等に関し改善の指導（法令・実施要綱等に違反し、研修事業の実施に支障があるとして文書指導を受けていることをいう。）を受けている期間中は、申請をすることができない。

ア 学則

本文、研修カリキュラム表（別記第1号の2様式、別記第1号の3様式、別記第1号の4様式）、研修会場一覧（別記第1号の5様式）、担当講師一覧（別記第1号の6様式）及び実習施設一覧（別記第1号の8様式）を添付すること。ただし、実習施設一覧（別記第1号の8様式）は演習に代えて実習を行う場合のみ添付すること。

また、事業者指定申請と同時に申請する場合は重複するので添付は不要とする。

イ 研修日程表（別記第3号の2様式）

通学形式にあつては、研修日程表（別記第3号の2様式）、通信形式にあつては、研修区分表（別記第3号の3様式）、通学研修分日程表（別記第3号の4様式）、科目別レポートの提出期限（別記第3号の5様式）を添付すること。

なお、年度内に12回以上実施し、かつ各回とも同様の日程・講師等により実施する場合には、基本的な内容のみ記載することができる。

ウ 募集広告等

エ その他必要な書類

(2) 及び (3)

(現行のとおり)

6から9まで

(現行のとおり)

10 研修事業の変更・休講

(1) 事業者は、事業者として指定を受けた後に、その内容又は指定を受けた研修内容の一部をやむを得ず変更する場合、変更の10日前までに「変更・休講届」（別記第5号様式）を知事に届け出るものとする。

なお、次のいずれかに該当する場合には、知事への報告は不要とする。ただ

の2か月前までに「東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業指定申請書」（別記第3号様式）に下記の必要書類を添付して知事に申請し、指定を受けて実施するものとする。ただし、他の研修課程及び形式を含む一切の研修事業等に関し改善の指導（法令・実施要綱等に違反し、研修事業の実施に支障があるとして文書指導を受けていることをいう。）を受けている期間中は、申請をすることができない。

ア 学則

本文、研修カリキュラム表（別記第1号の2様式、別記第1号の3様式、別記第1号の4様式）、研修会場一覧（別記第1号の5様式）、担当講師一覧（別記第1号の7様式）及び実習施設一覧（別記第1号の10様式）を添付すること。ただし、実習施設一覧（別記第1号の10様式）は演習に代えて実習を行う場合のみ添付すること。

また、事業者指定申請と同時に申請する場合は重複するので添付は不要とする。

イ 研修日程表（別記第3号の2様式）

通学形式にあつては、研修日程表（別記第3号の2様式）、通信形式にあつては、研修区分表（別記第3号の3様式）、通学研修分日程表（別記第3号の4様式）、科目別レポートの提出期限（別記第3号の5様式）を添付すること。

なお、年度内に12回以上実施し、かつ各回とも同様の日程・講師等により実施する場合には、基本的な内容のみ記載することができる。

ウ 募集広告等

エ その他必要な書類

(2) 及び (3)

(略)

6から9まで

(略)

10 研修事業の変更・休講

(1) 事業者は、事業者として指定を受けた後に、その内容又は指定を受けた研修内容の一部をやむを得ず変更する場合に限り、変更の10日前までに「変更・休講届」（別記第5号様式）を知事に届け出るものとする。

し、変更した内容については、知事から確認を求められた際に報告できるよう情報を管理しておくこと。

ア 届出済みの「研修会場一覧」の範囲内での使用会場の変更

イ 届出済みの「担当講師一覧」の範囲内での担当講師の変更

(2) (1)の規定にかかわらず、年度内に12回以上実施する場合において、研修日程の変更(研修回数の追加を除く)を行う場合には、当該年度の全研修日程終了後1か月以内に実績報告書と併せて知事に届け出ることができる。

(3) (現行のとおり)

1.1 実績報告

事業者は、各研修終了後1か月以内に「東京都障害者(児)移動支援従業者養成研修事業実績報告書」(別記第6号様式)に(1)を添付して知事に報告するものとする。ただし、補講者分の実績報告については、補講終了後1か月以内に「東京都障害者(児)移動支援従業者養成研修事業実績報告書(補講者分)」(別記第6号の2様式)に(1)を添付して知事に報告するものとする。

なお、(2)から(5)については、知事が別途求めた場合に提出することとし、実績報告時の提出は不要とする。

(以下、現行のとおり)

1.2 研修事業の休止・再開

(1) 研修事業の休止とは、研修事業を4月から翌年3月までの1年度間にわたり開講しない場合をいい、事業者は、2年度に限り研修事業の休止をすることができる。ただし、新たに事業者指定を受けて実施する最初の研修の開講日が翌年度以降になり、実施しない年度が生じる場合は休止とならない。

なお、開講する年度とは、研修開始日が属する年度をいう。

(2) 及び(3)

(現行のとおり)

(2) (1)の規定にかかわらず、年度内に12回以上実施する場合において、次のいずれかに該当する場合には、当該年度の全研修日程終了後1か月以内に実績報告書と併せて知事に届け出ることができる。

ア 届出済みの「研修会場一覧」の範囲内での使用会場の変更。

イ 届出済みの「担当講師一覧」の範囲内での担当講師の変更。

ウ 研修日程の変更(研修回数の追加を除く)。

(3) (略)

1.1 実績報告

事業者は、各研修終了後1か月以内に「東京都障害者(児)移動支援従業者養成研修事業実績報告書」(別記第6号様式)に(1)を添付して知事に報告するものとする。ただし、補講者分の実績報告については、補講終了後1か月以内に「東京都障害者(児)移動支援従業者養成研修事業実績報告書(補講者分)」(別記第6号の2様式)に(1)を添付して知事に報告するものとする。

なお、(2)から(5)については、知事が別途提出を求めた場合に提出することとし、実績報告時の提出は不要とする。

(以下、略)

1.2 研修事業の休止・再開

(1) 研修事業の休止とは、研修事業を4月から翌年3月までの1年度間にわたり開講しない場合をいい、事業者は、その1年度に限り研修事業の休止をすることができる。ただし、新たに事業者指定を受けて実施する最初の研修の開講日が翌年度以降になり、実施しない年度が生じる場合は休止とならない。

なお、開講する年度とは、研修開始日が属する年度をいう。

(2) 及び(3)

(略)

1 3 研修事業の廃止

(1) 及び (2)

(現行のとおり)

(3) 研修事業を廃止した場合、事業者は次のことに留意するものとする。

ア 1 6の(1)に定める書類を規定の期間保存し、研修修了者から修了証明書の再発行等を求められた場合に対応できる体制を整備しておくこと。

また、1 6の(2)から(5)までに定める書類についても、規定の期間保存すること。

イ 研修修了者に対し、事業の廃止及び今後の連絡先を周知すること。

ウ 法人を解散する場合は、アの業務を確実に行うことができる他の事業者に引継ぎを行うこと。他の事業者とは、原則として、都において障害者(児)移動支援従業者養成研修事業者として都から同一の課程の指定を受けている事業者とする。引継ぎの際、1 6の(2)から(5)までに定める書類については、事業者間で別途協議の上、規定の期間保存すること。

(4) 知事は、事業者から休止の届出がなく研修事業が2年度間にわたり開講されない場合は、研修事業を廃止したものとみなす。この場合、知事は「東京都障害者(児)移動支援従業者養成研修事業廃止通知書」(別記第1 1号様式)により当該事業者へ通知するものとする。

1 4 及び 1 5

(現行のとおり)

1 6 関係書類の保存

指定事業者は、次の内容を備えた書類を作成し、次の期間保存しなければならない。

(1) 修了者に関する台帳等の書類(永久保存)

研修課程・形式、研修期間、修了者番号、修了者名、生年月日、修了年月日及び修了証明書交付年月日の内容を備えること。

(2) から (5) まで

(現行のとおり)

1 3 研修事業の廃止

(1) 及び (2)

(略)

(3) 研修事業を廃止した場合、事業者は次のことに留意するものとする。

ア 1 7の(1)に定める書類を規定の期間保存し、研修修了者から修了証明書の再発行等を求められた場合に対応できる体制を整備しておくこと。

また、1 7の(2)から(5)までに定める書類についても、規定の期間保存すること。

イ 研修修了者に対し、事業の廃止及び今後の連絡先を周知すること。

ウ 法人を解散する場合は、他の事業者にアの引継ぎを行うこと。他の事業者とは、原則として、障害者(児)移動支援従業者養成研修事業者として都から同一の課程及び形式の指定を受けている事業者とする。引継ぎの際、1 7の(2)から(5)までに定める書類については、事業者間で別途協議の上、規定の期間保存すること。

(4) 知事は、事業者から休止の届出がなく研修事業が1年度間にわたり開講されない場合は、研修事業を廃止したものとみなす。この場合、知事は「東京都障害者(児)移動支援従業者養成研修事業廃止通知書」(別記第1 1号様式)により当該事業者へ通知するものとする。

1 4 及び 1 5

(略)

1 6 関係書類の保存

指定事業者は、次の内容を備えた書類を作成し、次の期間保存しなければならない。

(1) 修了者に関する台帳等の書類(永久保存)

研修課程・形式、研修期間、修了者番号、修了者名、性別、生年月日、修了年月日及び修了証明書交付年月日の内容を備えること。

(2) から (5) まで

(略)

17及び18

(現行のとおり)

附則

- 1 この要領は、平成19年4月27日から施行し、平成18年10月1日から適用する。
- 2 平成18年度中に実施された研修事業に係る申請については、3の(1)及び5の(1)の申請期限の規程は適用しない。

附則

この要領は、平成20年2月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月3日から施行する。

附則

この要領は、平成28年1月25日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

17及び18

(略)

附則

- 1 この要領は、平成19年4月27日から施行し、平成18年10月1日から適用する。
- 2 平成18年度中に実施された研修事業に係る申請については、3の(1)及び5の(1)の申請期限の規程は適用しない。

附則

この要領は、平成20年2月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月3日から施行する。

附則

この要領は、平成28年1月25日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 移動支援従業者養成研修講師要件一覧

1 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

3 知的・**精神**障害者移動支援従業者養成研修課程

科目	求められる能力(注1)	講師の要件(注2)
(1) 講義		
ア 障害者福祉に関する制度及びサービス		
(ア) ガイドヘルパーの制度と業務	○ガイドヘルパーの制度と業務についての知識	①当該科目を担当する現職の行政職員 ②社会福祉士 ③当該社会福祉施設に勤務する職員 〔施設長(又は管理者)、主任指導員等〕 ④介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑤訪問介護・居宅介護事業所の管理者(所長) ⑥その他(注3)
(イ) 障害者(児)福祉の制度とサービス	○各法に関する知識及び制度とサービスについての知識	
イ 知的・ 精神 障害者ホームヘルプサービスに関する知識		
(ア) ホームヘルプサービス概論	○保健、福祉の制度とサービスについての知識	①当該科目を担当する課の行政職員 ②介護福祉士 ③実務者研修修了者 ④介護職員基礎研修課程修了者 ⑤訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ⑥訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ⑦訪問介護・居宅介護事業所の管理者(所長) ⑧介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑨その他(注3)
(イ) ホームヘルパーの職業倫理	○ホームヘルプサービスの実務に関する具体的な知識	

別表1 移動支援従業者養成研修講師要件一覧

1 (略)

2 (略)

3 知的障害者移動支援従業者養成研修課程

科目	求められる能力(注1)	講師の要件(注2)
(1) 講義		
ア 障害者福祉に関する制度及びサービス		
(ア) ガイドヘルパーの制度と業務	○ガイドヘルパーの制度と業務についての知識	①当該科目を担当する現職の行政職員 ②社会福祉士 ③当該社会福祉施設に勤務する職員 〔施設長(又は管理者)、主任指導員等〕 ④介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑤訪問介護・居宅介護事業所の管理者(所長) ⑥その他(注3)
(イ) 障害者(児)福祉の制度とサービス	○各法に関する知識及び制度とサービスについての知識	
イ 知的障害者ホームヘルプサービスに関する知識		
(ア) ホームヘルプサービス概論	○保健、福祉の制度とサービスについての知識	①当該科目を担当する課の行政職員 ②介護福祉士 ③実務者研修修了者 ④介護職員基礎研修課程修了者 ⑤訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ⑥訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ⑦訪問介護・居宅介護事業所の管理者(所長) ⑧介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑨その他(注3)
(イ) ホームヘルパーの職業倫理	○ホームヘルプサービスの実務に関する具体的な知識	

ウ サービス利用者の理解		
(ア) 知的障害者及び精神障害者の疾病・障害の理解	○障害・疾病に関する知識 ○知的障害者(児)、精神障害者(児)及びその家族の生活実態と心理に関する知識 ○生活者支援の視点に立脚した介護方法論	①介護福祉士 ②実務者研修修了者 ③介護職員基礎研修課程修了者 ④訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ⑤訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ⑥在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師、臨床心理士、精神保健福祉士 ⑦介護・福祉・看護系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑧その他(注3)
(イ) 障害者(児)の心理	○ホームヘルプサービスに関する知識 ○障害・疾病に関する知識 ○障害者(児)及びその家族の生活実態と心理に関する知識 ○生活者支援の視点に立脚した介護方法論	
エ 移動支援の基礎知識		
(ア) 移動支援の基礎知識	○生活者支援の視点に立脚した介護方法論 ○直接援助経験に基づく移動支援技術 ○自らの移動支援事例	①介護福祉士 ②実務者研修修了者 ③介護職員基礎研修課程修了者 ④訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ⑤訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ⑥在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師、臨床心理士、精神保健福祉士 ⑦介護・福祉・看護系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑧3年以上の実務経験を有する知的障害者移動支援従業者、行動援護従業者 ⑨その他(注2)

ウ サービス利用者の理解		
(ア) 知的障害者の疾病・障害の理解	○障害・疾病に関する知識 ○知的障害者(児)及びその家族の生活実態と心理に関する知識 ○生活者支援の視点に立脚した介護方法論	①介護福祉士 ②実務者研修修了者 ③介護職員基礎研修課程修了者 ④訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ⑤訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ⑥在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師、臨床心理士、精神保健福祉士 ⑦介護・福祉・看護系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑧その他(注3)
(イ) 障害者(児)の心理	○ホームヘルプサービスに関する知識 ○障害・疾病に関する知識 ○障害者(児)及びその家族の生活実態と心理に関する知識 ○生活者支援の視点に立脚した介護方法論	
エ 移動支援の基礎知識		
(ア) 移動支援の基礎知識	○生活者支援の視点に立脚した介護方法論 ○直接援助経験に基づく移動支援技術 ○自らの移動支援事例	①介護福祉士 ②実務者研修修了者 ③介護職員基礎研修課程修了者 ④訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ⑤訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ⑥在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師、臨床心理士、精神保健福祉士 ⑦介護・福祉・看護系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑧3年以上の実務経験を有する知的障害者移動支援従業者、行動援護従業者 ⑨その他(注2)

(2) 演習		
ア 移動の支援に係る技術		
(ア) 移動の支援に係る技術	<p>○講義エで求められる能力</p> <p>○疑似体験などにより、演習を指導する能力</p> <p>※知的障害者 <u>又は精神障害者</u> の参加による演習を行うことが望ましい</p>	<p>①介護福祉士</p> <p>②実務者研修修了者</p> <p>③介護職員基礎研修課程修了者</p> <p>④訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者</p> <p>⑤訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師</p> <p>⑥在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師、臨床心理士、精神保健福祉士</p> <p>⑦介護・福祉・看護系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員</p> <p>⑧3年以上の実務経験を有する知的障害者移動支援従業者、行動援護従業者</p> <p>⑨その他（注3）</p>

(注1) 「求められる能力」とは、知識に関しては受講者の質問に対する確に回答でき、技術に関しては受講者に対する確に指導できるレベルであることを必要とする。

(注2) 各科目の講師要件に係る業務に従事していた時期は、過去5年以内であることが望ましい。

(注3) 原則として、講師は「講師要件」に該当する職にある者又は資格保有者とする。ただし、「その他」の者を講師として申請する場合は、その経歴及び業績が講師として適当であることを説明した理由書を提出すること。

(2) 演習		
ア 移動の支援に係る技術		
(ア) 移動の支援に係る技術	<p>○講義エで求められる能力</p> <p>○疑似体験などにより、演習を指導する能力</p> <p>※知的障害者の参加による演習を行うことが望ましい</p>	<p>①介護福祉士</p> <p>②実務者研修修了者</p> <p>③介護職員基礎研修課程修了者</p> <p>④訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者</p> <p>⑤訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師</p> <p>⑥在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師、臨床心理士、精神保健福祉士</p> <p>⑦介護・福祉・看護系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員</p> <p>⑧3年以上の実務経験を有する知的障害者移動支援従業者、行動援護従業者</p> <p>⑨その他（注3）</p>

(注1) 「求められる能力」とは、知識に関しては受講者の質問に対する確に回答でき、技術に関しては受講者に対する確に指導できるレベルであることを必要とする。

(注2) 各科目の講師要件に係る業務に従事していた時期は、過去5年以内であることが望ましい。

(注3) 原則として、講師は「講師要件」に該当する職にある者又は資格保有者とする。ただし、「その他」の者を講師として申請する場合は、その経歴及び業績が講師として適当であることを説明した理由書を提出すること。

別表 2

「移動支援従業者養成研修実習先として認められるものの範囲」の対象施設一覧

視覚障害者移動支援従業者養成研修課程

(現行のとおり)

全身性障害者移動支援従業者養成研修課程

(現行のとおり)

知的・精神障害者移動支援従業者養成研修課程

演習に代えて行う実習

6時間

- 居宅介護事業所
※居宅介護事業所に従事する知的障害者の通院等介助を行う者とともに、移動支援の実習を行う。
- 行動援護事業所
※行動援護事業所に従事する行動援護従業者とともに、移動支援の実習を行う。
- 移動支援事業所
※移動支援事業所に従事する知的障害者移動支援従業者とともに、移動支援の実習を行う。
- 障害者支援施設
※施設において知的障害者の移動支援の実習を行う。

いずれも、演習科目と同等の効果が得られる環境・指導態勢が確保される必要がある。

別表 2

「移動支援従業者養成研修実習先として認められるものの範囲」の対象施設一覧

視覚障害者移動支援従業者養成研修課程

(略)

全身性障害者移動支援従業者養成研修課程

(略)

知的障害者移動支援従業者養成研修課程

演習に代えて行う実習

6時間

- 居宅介護事業所
※居宅介護事業所に従事する知的障害者の通院等介助を行う者とともに、移動支援の実習を行う。
- 行動援護事業所
※行動援護事業所に従事する行動援護従業者とともに、移動支援の実習を行う。
- 移動支援事業所
※移動支援事業所に従事する知的障害者移動支援従業者とともに、移動支援の実習を行う。
- 障害者支援施設
※施設において知的障害者の移動支援の実習を行う。

いずれも、演習科目と同等の効果が得られる環境・指導態勢が確保される必要がある。

様式 (※変更のあったもののみ)

別記第1号の4様式

研修カリキュラム表 (知的・精神障害者移動支援従業者養成研修課程 通学・通信)

事業者名

講義 (13時間)	講義 (時間)
障害者福祉に関する制度及びサービス 2.5時間	障害者福祉に関する制度及びサービス 時間
ガイドヘルパーの制度と業務 1	
障害者(児)福祉の制度とサービス 1.5	
知的・ <u>精神</u> 障害者ホームヘルプサービスに関する知識 2時間	知的・ <u>精神</u> 障害者ホームヘルプサービスに関する知識 時間
ホームヘルプサービス概論 1	
ホームヘルパーの職業倫理 1	
サービス利用者の理解 6時間	サービス利用者の理解 時間
知的障害者又は <u>精神</u> 障害者の疾病・障害の理解 5	
障害者(児)の心理 1	
移動支援の基礎知識 2.5時間	移動支援の基礎知識 時間
移動支援の基礎知識 2.5	
追加カリキュラム	
演習 (6時間)	演習 (時間)
移動の支援に係る技術 6	移動の支援に係る技術
追加カリキュラム	
計 19 時間	計 時間

別記第1号の4様式

研修カリキュラム表 (知的障害者移動支援従業者養成研修課程 通学・通信)

事業者名

講義 (13時間)	講義 (時間)
障害者福祉に関する制度及びサービス 3時間	障害者福祉に関する制度及びサービス 時間
ガイドヘルパーの制度と業務 1	
障害者(児)福祉の制度とサービス 2	
知的障害者ホームヘルプサービスに関する知識 3時間	知的障害者ホームヘルプサービスに関する知識 時間
ホームヘルプサービス概論 2	
ホームヘルパーの職業倫理 1	
サービス利用者の理解 5時間	サービス利用者の理解 時間
知的障害者の疾病・障害の理解 4	
障害者(児)の心理 1	
移動支援の基礎知識 2時間	移動支援の基礎知識 時間
移動支援の基礎知識 2	
追加カリキュラム	
演習 (6時間)	演習 (時間)
移動の支援に係る技術 6	移動の支援に係る技術
追加カリキュラム	
計 19 時間	計 時間

研修会場一覧 (課程 通学・通信)

年 月 日現在

事業者名:

区分	場名	研修時 借上げ	所在地	研修の定員 名	広さ ㎡	研修施設 ・写真
講義会場 (演習のう ち講義形式 で行うもの を含む)						
演習会場						

※ 研修の定員欄は、移動支援従業者養成研修で使用する場合は定員を記載してください。複数回研修を予定し、研修ごとに定員が異なる場合はもっとも多い人数(ただし、40人以内)を記載してください。

※ 研修時借上げ欄は、研修を実施するに際し、その都度会場を借上げることが必要な会場に○印をつけてください。なお、その会場を使用し研修を行うときは、研修指定申請時に使用承諾が必要となります。

※ 場名に会場を追加する場合は「1 提出済」または「2 今回提出済」と記載してください。【研修施設・写真】の欄は、「新研修施設・写真」の欄は「新研修施設」または「新写真」と記載してください。

別記第1号の5様式

研修会場一覧 (課程 通学・通信)

年 月 日現在

事業者名:

区分	会場名	研修時 借上げ	所在地	研修の定員 名	広さ ㎡	会場見取図の提出状況 1 提出済・2 今回提出 (1か2を記載する)
講義会場 (演習のうち 講義形式 で行うもの を含む)						
演習会場						

※ 研修の定員欄は、移動支援従業者養成研修で使用する場合は定員を記載してください。複数回研修を予定し、研修ごとに定員が異なる場合はもっとも多い人数(ただし、40人以内)を記載してください。

※ 研修時借上げ欄は、研修を実施するに際し、その都度会場を借上げることが必要な会場に○印をつけてください。なお、その会場を使用し研修を行うときは、研修指定申請時に使用承諾が必要となります。

※ 会場見取図の提出状況欄の「1 提出済」とは、当該会場について以前に会場見取図が提出済みの場合であり、新たに会場を追加する場合は会場の定員やレイアウトを変更する場合は「2 今回提出」とし、会場見取図の提出が必要となります。

別記第1号の6様式

削除

別記第1号の6様式

会場見取図

1 議事会場

名称:

所在地:

面積: m^2 (1人当たり m^2)

※見取図を記載してください

別記第1号の6様式

削除

別記第1号の6様式

2 演習会場

名称:

所在地:

面積: m^2 (1人あたり m^2)

備品・教材:

※備品を含めた見取図を記載してください。

別記第1号の7様式

別記第1号の7様式

(課程 通学・通信形式)
講 師 履 歴
年 月 日現在

ふりがな 氏 名				
生 年 月 日	年 月 日 (歳)			
現 所 属 職 及 び 在 業 務 内 容				
	在職期間： 年 月～ 年 月			
担当科目	別紙「担当科目一覧」のとおり			
担 当 科 目 に 関 係 の あ る 経 歴	名 称	施設種別	施設名称	期 間 (年 月～ 年 月)
				～
				～
				～
				～
				～
				～
資 格 ・ 免 許	名 称	取 得 機 関 (免許証等の発行機関)	取 得 年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	

※担当科目は、別紙「担当科目一覧」に記入してください。
 ※担当科目に関係のある経歴欄には、直近の経歴を上から順に記載してください。
 また、当該科目を担当するに当たり必要な専門性及び十分な業務経験等を有することなどについて、詳細を記載してください(教員の場合、就労可能な担当科目名を含む。)
 ※作成時点の在職期間、資格名称、取得機関、年月日などもすべて記載してください。

別記第1号の8様式

(課程 通学・通信形式)
講 師 履 歴
年 月 日現在

ふりがな 氏 名				
生 年 月 日	年 月 日 (歳)			
現 所 属 職 及 び 在 業 務 内 容				
	在職期間： 年 月～ 年 月			
担当科目	別紙「担当科目一覧」のとおり			
担 当 科 目 に 関 係 の あ る 経 歴	名 称	教育内容(学部、学科、専攻) 又は業務内容(職、内容)	期 間 (年 月～ 年 月)	
			～	
			～	
			～	
			～	
			～	
			～	
資 格 ・ 免 許	名 称	取 得 機 関 (免許証等の発行機関)	取 得 年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	

※担当科目は、別紙「担当科目一覧」に記入してください。
 ※担当科目に関係のある経歴欄には、直近の経歴を上から順に記載してください。
 また、当該科目を担当するに当たり必要な専門性及び十分な業務経験等を有することなどについて、詳細を記載してください(教員の場合、就労可能な担当科目名を含む。)
 ※作成時点の在職期間、資格名称、取得機関、年月日などもすべて記載してください。

別記第1号の7様式(別紙)(知的・精神障害者移動支援従業者養成課程関係)

担 当 科 目 一 覧

講師名 _____

講師要件番号	科目名
/	I 講義
	(1)ガイドヘルパーの制度と業務
	(2)障害者(児)福祉の制度とサービス
	(3)ホームヘルプサービス概論
	(4)ホームヘルパーの職業倫理
	(5)知的障害者 <u>及び精神障害者</u> の疾病・障害の理解
	(6)障害者(児)の心理
	(7)移動支援の基礎知識
/	II 演習
	(1)移動の支援に係る技術

※担当する科目について、「講師要件番号」欄に東京都障害者(児)移動支援従業者養成研修事業者指定要領別表1の該当科目における講師要件番号を記載してください。

別記第1号の8様式(別紙)(知的障害者移動支援従業者養成課程関係)

担 当 科 目 一 覧

講師名 _____

講師要件番号	科目名
/	I 講義
	(1)ガイドヘルパーの制度と業務
	(2)障害者(児)福祉の制度とサービス
	(3)ホームヘルプサービス概論
	(4)ホームヘルパーの職業倫理
	(5)知的障害者の疾病・障害の理解
	(6)障害者(児)の心理
	(7)移動支援の基礎知識
/	II 演習
	(1)移動の支援に係る技術

※担当する科目について、「講師要件番号」欄に東京都障害者(児)移動支援従業者養成研修事業者指定要領別表1の該当科目における講師要件番号を記載してください。

(削除)

別記第1号の9様式

就 任 承 諾 書

東京都知事 殿

私は、東京都知事が指定した、(事業者名) が主催する 課程
(通学・通信)の講師として、 年 月 日から就任することを承諾いたします。

年 月 日

氏 名 (承諾者署名)

実習施設一覧 (課程 通学・通信)

年 月 日現在

事業者名: _____

施設種別	施設名	所在地	承諾人数 (人)	承諾期間	施設の 承認
1				年 月 ~ 年 月	
2				年 月 ~ 年 月	
3				年 月 ~ 年 月	
4				年 月 ~ 年 月	
5				年 月 ~ 年 月	
6				年 月 ~ 年 月	
7				年 月 ~ 年 月	
8				年 月 ~ 年 月	
合 計					

※受講者の実習受け入れについては必ず施設の承認が必要であり、承諾を得たことを確認するため、「施設
の承諾」欄に○印をつけてください。

実習施設一覧 (課程 通学・通信)

年 月 日現在

事業者名: _____

施設名	所在地	施設種別	承諾人数 (人)	承諾期間
1				年 月 ~ 年 月
2				年 月 ~ 年 月
3				年 月 ~ 年 月
4				年 月 ~ 年 月
5				年 月 ~ 年 月
6				年 月 ~ 年 月
7				年 月 ~ 年 月
8				年 月 ~ 年 月
合 計				

削除

別記第1号の11様式

実習承諾届出書

東京都知事 殿

所在地
名称
代表者職名
氏名

_____が実施する、_____年度開講の障害者（児）移動支援従業者養成
研修事業_____課程（通学・通信）受講者の実習受入れに
ついて、下記のとおり承諾したことを届出します。

なお、実習者の受け入れを行う下記の施設については、直近3か年において都又
は区市町村が行う監査等を受けていないことを併せて届出します。

施設の種別 (該当に○印)	・居宅介護事業所 ・その他 ()
施設の名称	
所在地	
受入れ期間	年 月 ~ 年 月
受入れ人数	
受入れ条件	
実習受入 担当者名	
その他	

※受入れに条件（1日5人など）があれば記入してください

削除

別記第1号の12様式

事業者概要

年 月 日現在

法人種別		名称	
代表者職氏名			
設立年月日			
沿革	革		
事業内容及び実績等			

※書ききれないときは、別紙で作成してください。

別記第3号様式

東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業指定申請書

年 月 日

東京都知事 殿

所在地
事業者名
代表者職氏名
事業者番号

東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業指定要領5-（1）に基づき研修事業を実施したいので、必要書類を添付して下記のとおり申請します。

記

1 課程及び形式 課程（通学・通信）

2 研修期間 年 月 日から 年 月 日まで（第 回）
（募集開始年月日 年 月 日）

別記第3号様式

東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業指定申請書

年 月 日

東京都知事 殿

所在地
事業者名
代表者職氏名
事業者番号

東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業指定要領5-（1）に基づき研修事業を実施したいので、下記のとおり必要書類を添付して申請します。

記

1 課程及び形式 課程（通学・通信）

2 研修期間 年 月 日から 年 月 日まで（第 回）
（募集開始年月日 年 月 日）

3 研修会場 (1) 講義
(2) 演習

4 定員 名

5 対象者

6 研修日程表 別添のとおり

7 募集広告等 別添のとおり

別記第3号の2様式

研 修 日 程 表

事業者名: _____

研修期間: 年 月 日 ~ 年 月 日 年度 第 回

区分	研修日	研修時間	時間数	科目	講師名	会場
講 義	/ () ~ / () のうち	: ~ :				
演 習						
実 習	/ () ~ / () のうち	日間				
	/ () ~ / () のうち	日間				
	/ () ~ / () のうち	日間				

※演習については、演習に代えて実習を行う場合のみ記載してください。

※「会場」欄には、「研修会場一覧（別記第1号の5様式）」に記載した会場名の「番号」を記載してください。

※「研修会場一覧（別記第1号の5様式）」に記載した会場以外で講習や実習を実施する場合には、以下の枠内に施設名称を記載してください。（例：IR○○駅 等）

別記第3号の2様式

研 修 日 程 表

事業者名: _____

研修期間: 年 月 日 ~ 年 月 日 年度 第 回

区分	研修日	研修時間	時間数	科目	講師名	会場
講 義	/ () ~ / () のうち	: ~ :				
演 習						
実 習	/ () ~ / () のうち	日間				
	/ () ~ / () のうち	日間				
	/ () ~ / () のうち	日間				

※実習については、演習に代えて実習を行う場合のみ記載してください。

別記第6号様式

東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業実施報告書

年 月 日

東京都知事 殿

所在地
事業者名
代表者職氏名
事業者番号

年 月 日付 第 号により指定された研修が修了しましたので
下記のとおり報告します。

記

- 1 課程及び形式 課程（通学・通信）
- 2 研修期間 年 月 日から 年 月 日まで（第 回）
- 3 **定員** 名
- 4 受講者及び修了者
 - (1) 受講者 名
 - (2) 修了者 名（別紙名簿のとおり）
 - (3) 未修了者 名（内訳：辞退者 名、補講者 名）
- 5 実習の実施 有 ・ 無
- 6 修了年月日 年 月 日
- 7 添付書類
東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業修了者名簿（別記第6号の3様式）
- 8 担当者連絡先
 - (1) 担当部署
 - (2) 担当者氏名
 - (3) メールアドレス
 - (4) 電話

別記第6号様式

東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業実施報告書

年 月 日

東京都知事 殿

所在地
事業者名
代表者職氏名
事業者番号

年 月 日付 第 号により指定された研修が修了しましたので
下記のとおり報告します。

記

- 1 課程及び形式 課程（通学・通信）
- 2 研修期間 年 月 日から 年 月 日まで（第 回）
- 3 **募集定員** 名
- 4 受講者及び修了者
 - (1) 受講者 名
 - (2) 修了者 名（別紙名簿のとおり）
 - (3) 未修了者 名（内訳：辞退者 名、補講者 名）
- 5 実習の実施 有 ・ 無
- 6 修了年月日 年 月 日
- 7 添付書類
東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業修了者名簿（別記第6号の3様式）
- 8 担当者連絡先
 - (1) 担当部署
 - (2) 担当者氏名
 - (3) メールアドレス
 - (4) 電話

別記第6号の2様式

東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業実績報告書（補講者分）

年 月 日

東京都知事 殿

所在地
事業者名
代表者職氏名
事業者番号

年 月 日付けで提出した東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業実績報告書（別記第6号様式）の補講者について、下記のとおり報告します。

記

- 1 課程及び形式 課程（通学・通信）
- 2 研修期間 年 月 日から 年 月 日まで（第 回）
- 3 **補講修了者**及び辞退者
(1) **修了者** 名（別紙名簿のとおり）
(2) **辞退者** 名
- 4 修了年月日 年 月 日
- 5 添付書類
東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業修了者名簿（別記第6号の3様式）
※本報告書の修了者のみ
- 6 担当者連絡先
(1) 担当部署
(2) 担当者氏名
(3) メールアドレス
(4) 電話

別記第6号の2様式

東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業実績報告書（補講者分）

年 月 日

東京都知事 殿

所在地
事業者名
代表者職氏名
事業者番号

年 月 日付けで提出した東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業実績報告書（別記第6号様式）の補講者について、下記のとおり報告します。

記

- 1 課程及び形式 課程（通学・通信）
- 2 研修期間 年 月 日から 年 月 日まで（第 回）
- 3 修了者及び辞退者
(1) 修了者 名（別紙名簿のとおり）
(2) 辞退者 名
- 4 修了年月日 年 月 日
- 5 添付書類
東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業修了者名簿（別記第6号の3様式）
※本報告書の修了者のみ
- 6 担当者連絡先
(1) 担当部署
(2) 担当者氏名
(3) メールアドレス
(4) 電話

東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業実施細目 新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業実施細目</p> <p style="text-align: center;">1 8 福保生地第 1 8 8 4 号 平成 1 9 年 4 月 2 7 日 <u>一部改正</u> <u>7 福祉生地第 1 2 7 3 号</u> <u>令和 7 年 1 2 月 2 5 日</u></p> <p>東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修等の実施、事業者指定、研修指定等については、「東京都障害者（児）移動従業者養成研修事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）及び「東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業者指定要領」（以下「指定要領」という。）に定めるもののほか、この実施細目の定めるところによる。</p> <p>1 研修会場について</p> <p>(1) 講義、演習の研修会場及び実習施設は、都内に確保すること。ただし、実習施設については、受講者の通学の利便性など、やむを得ない理由がある場合に限り、都に隣接する県（千葉県、埼玉県、山梨県、神奈川県）の範囲内に確保<u>することができる</u>。</p> <p>(2) 講義に使用する研修会場は、各課程とも受講者 1 人当たりおおむね 1.5 m²以上、また、演習に使用する研修会場は 1.65 m²以上の広さを確保すること。</p> <p>会場の面積については目安であり、基本的には講義については人数分</p>	<p>東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業実施細目</p> <p style="text-align: center;">1 8 福保生地第 1 8 8 4 号 平成 1 9 年 4 月 2 7 日 一部改正 2 7 福保生地第 1 0 2 6 号 平成 2 8 年 1 月 2 5 日</p> <p>東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修等の実施、事業者指定、研修指定等については、「東京都障害者（児）移動従業者養成研修事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）及び「東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業者指定要領」（以下「指定要領」という。）に定めるもののほか、この実施細目の定めるところによる。</p> <p>1 研修会場について</p> <p>(1) 講義、演習の研修会場及び実習施設は、都内に確保すること。ただし、実習施設については、受講者の通学の利便性など、やむを得ない理由がある場合に限り、都に隣接する県（千葉県、埼玉県、山梨県、神奈川県）の範囲内に確保<u>できる</u>。</p> <p>(2) 講義に使用する研修会場は、各課程とも受講者 1 人当たりおおむね 1.5 m²以上、また、演習に使用する研修会場は、<u>各課程とも受講者 1 人当たりおおむね 1.65 m²以上の広さを確保すること。ただし、屋外での演習又は演習を施設等における実習に代えて実施する場合にあってはこの限りではない。</u></p> <p>会場の面積については目安であり、基本的には講義については人数分</p>

の机と椅子があり、授業形式での講義が可能であること。演習に関しては、演習の実施に支障の無い広さが確保されていることを基本とする。

(3) (現行のとおり)

2 募集方法について

(1) 及び (2)

(現状のとおり)

(3) 募集広告等は、指定事業者名で行うこと。また、募集広告には、実施課程及び形式、募集定員、受講対象者の要件、研修日程、研修参加費用、会場、本人確認の方法等について明示すること。

(4) 及び (5)

(現行のとおり)

3 カリキュラムについて

(1) カリキュラムは、通学形式及び通信形式ともに、原則として講義、演習（又は実習）の順に実施すること。

講義、演習について、やむを得ず実施順序を変更する場合は、受講者に対してその旨を説明するとともに、変更理由書（会場が確保できないことや講師の都合等は理由とはならない。）を提出すること。ただし、その場合においても、実習は、講義、演習が全て修了した後に実施すること。

(2) (現行のとおり)

(3) 面接指導は、個別面接ではなく受講者全員に対する講義とすること。

また、講義を通信の方法によって行う場合の通信の方法で実施する研修科目及び面接指導と通信指導との時間数の割振りは、事業者が研修効果を考慮し決定することができる。

(4) (現行のとおり)

の机と椅子があり、授業形式での講義が可能であること。演習に関しては、演習の実施に支障の無い広さが確保されていることを基本とする。

(3) (略)

2 募集方法について

(1) 及び (2)

(略)

(3) 募集広告等は、指定事業者名で行うこと。また、募集広告には、募集定員、研修期間、研修参加費用について明示すること。

(4) 及び (5)

(略)

3 カリキュラムについて

(1) カリキュラムは、各課程ともに、原則として講義、演習（又は実習）の順に実施すること。

講義、演習について、やむを得ず実施順序を変更する場合は、受講者に対してその旨を説明するとともに、変更理由書（会場が確保できないことや講師の都合等は理由とはならない。）を提出すること。ただし、その場合においても、実習は、講義、演習が全て修了した後に実施すること。

(2) (略)

(3) 面接指導は、個別面接ではなく受講者全員に対する講義とすること。

また、研修科目及び時間数の割振りは、事業者が研修効果を考慮し決定することができる。

(4) (略)

4から6まで

4から6まで
(現行のとおり)

7 補講について

(1) 受講者の欠席等により補講が必要な場合は、次の研修を受講させること。

ア 当該事業者が別に指定を受けた同一課程の研修

イ 他の事業者が指定を受けた同一課程の研修

ウ 当該事業者が学則に定める規定(カリキュラム、担当講師一覧、会場設備、実習施設等)に基づき、指定研修とは別に補講のために設けた研修

※ ア及びウの補講を実施しない場合や補講に関し条件を設ける場合は、その旨を予め受講希望者へ周知すること。

(2) 及び(3)

(現行のとおり)

(4) 通信形式による面接指導(スクーリング)の補講を行う場合は、次によること。

ア(1)のアによる場合は、アが通信形式の場合にあつては、面接指導の内容及び時間数が当該研修と同一以上の場合に限る。

イ(1)のイによる場合は、通学形式を受講させて時間数を満たすこと。

(5) 通学形式及び通信形式の面接指導(スクーリング)の補講を、対象科目の講義のビデオ、テープ、レポート等により実施することは認められない。

8 修了証明書等について

(1) 及び(2)

(現行のとおり)

(略)

7 補講について

(1) 受講者の欠席等により補講が必要な場合は、次の研修を受講すること。

ア 当該事業者が別に指定を受けた同一課程の研修

イ 他の事業者が指定を受けた同一課程の研修

ウ 当該事業者が学則に定める規定(カリキュラム、担当講師、会場設備、実習施設等)に基づき、指定研修とは別に補講のために設けた研修

※ ア及びウの補講を実施しない場合や補講に関し条件を設ける場合は、その旨を予め受講希望者へ周知すること。

(2) 及び(3)

(略)

(4) 補講を実施した場合は、「東京都障害者(児)移動支援従業者養成研修事業実績報告書(補講者分)」を提出すること。

(5) 通信形式による面接指導(スクーリング)の補講を行う場合は、次によること。

ア(1)のアによる場合は、アが通信形式の場合にあつては、面接指導の内容及び時間数が当該研修と同一以上の場合に限る。

イ(1)のイによる場合は、通学形式を受講させて時間数を満たすこと。

(6) 通学形式及び通信形式の面接指導(スクーリング)の補講を、対象科目の講義のビデオ、テープ、レポート等により実施することは認められない。

8 修了証明書等について

(1) 及び(2)

(略)

(3) 再発行について

(3) 再発行について

事業者は、修了者から修了証明書の紛失や氏名変更等により再発行の依頼があった場合は、実施要綱の規定に基づき、修了証明書を再発行しなければならない。再発行する場合は、修了者台帳等を確認し、再発行であること並びに旧修了証明書（又は修了証）の発行番号及び発行年月日を記載し、再発行する日付を付して発行すること。

また、台帳等に再発行した年月日等を記載し管理すること。

9 通信形式について

研修を通信形式で行う場合は、次の事項に留意すること。

(1) 指導体制の整備について

自宅での個別学習による質疑等に適切に対応できるよう、電話、FAX、メール、質問票等による指導体制を整えること。

なお、質疑とレポートの提出については、インターネットを活用し、メールにより提出させることもできる。

(2) 及び (3)

(現行のとおり)

(4) レポート答案の評価について

ア レポート答案は、添削により学習効果を確認すること。

イ レポート課題の添削は、担当講師が責任をもって行うこと。

ウ レポート答案は、理解度により評価を行うこと。理解度が低い場合は、再提出させて指導を行うこと。

エ 提出された全レポートが合格水準に達していることを確認した後、実施要綱8に定める修了認定を行うこと。

事業者は、受講者から修了証明書の紛失や氏名変更等により再発行の依頼があった場合は、実施要綱の規定に基づき、修了証明書を再発行しなければならない。再発行する場合は、修了者台帳等を確認し、再発行であること並びに旧修了証明書（又は修了証）の発行番号及び発行年月日を記載し、再発行する日付を付して発行すること。

また、台帳等に再発行した年月日等を記載し管理すること。

9 通信形式について

研修を通信形式で行う場合は、次の事項に留意すること。

(1) 指導体制の整備について

自宅での個別学習による質疑等に適切に対応できるよう、電話、FAX、質問票等による指導体制を整えること。

なお、質疑とレポートの提出についてはインターネットを活用しメールにより提出させることもできる。

(2) 及び (3)

(略)

(4) レポート答案の評価について

ア レポート答案は、添削により学習効果を確認すること。

イ レポート課題の添削は、担当講師が責任をもって行うこと。

ウ レポート答案は、理解度により評価を行うこと。理解度が低い場合は、再提出させて指導を行うこと。

(5) レポート答案の修了認定について

修了認定は、通学による研修を全科目履修するほか、提出された全レポートが合格水準に達していることが確認され、修了の評価を行った後に行うこと。

10 研修事業の委託について

研修事業の委託は、原則として行うことができない。ただし、区市町村が事業者の場合に限り、実施する課程及び形式について東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業指定を受けた事業者に委託することができる。その場合、委託した内容が明記された委託契約書の写しを添付すること。

11 研修履修期間の特例について

(1) 受講者が、病気等のやむを得ない理由により、実施要綱7に定める履修期間（原則として2か月以内）を超える場合は、あらかじめ受講者から診断書等の書類の提出を求めるとともに、確実に補講を受講できる時期を確認すること。

(2) 学校教育法に基づく学校及び国の法令等により認可された養成施設（以下「学校」という。）

については、次に該当する場合に限り、修学期間を限度として研修履修期間とすることができる。

ア 所轄庁に認可された学則（以下「学則」という。）に修学期間が規定されていること。

イ 当該学校の学生のみを対象としていること。

ウ 障害者（児）移動支援従業者養成研修事業を行うことについて学則に規定されていること。

附 則

この実施細目は、平成19年4月27日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この実施細目は、平成20年2月1日から施行する。

10 研修事業の委託について

研修事業の委託は、原則として行うことができない。ただし、区市町村が事業者の場合に限り、実施する課程及び形式について都の指定を受けた別の事業者に委託することができる。その場合、申請時に委託した内容が明記された委託契約書の写しを添付すること。

11 研修履修期間の特例について

(1) 受講者が、病気等の理由により、やむを得ず実施要綱7に規定する履修期間を超える場合は、あらかじめ受講者から診断書等の書類の提出を求めるとともに、確実に補講を受講できる時期を確認すること。

(2) 学校教育法に基づく学校及び国の法令等により認可された養成施設（以下「学校」という。）

については、次の各号に該当する場合に限り、修学期間を限度として研修履修期間とすることができる。

ア 所轄庁に認可された学則（以下「学則」という。）に修学期間が規定されていること。

イ 当該学校の学生のみを対象としていること。

ウ 障害者（児）移動支援従業者養成研修事業を行うことについて学則に規定されていること。

附 則

この実施細目は、平成19年4月27日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この実施細目は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この実施細目は、平成25年4月3日から施行する。

附 則

この実施細目は、平成25年4月3日から施行する。

附 則

この実施細目は、平成28年1月25日から施行する。

附 則

この実施細目は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この実施細目は、平成28年1月25日から施行する。